

ネットとうほく 2018 (検) 第6号-3  
2019年(令和元年)5月27日

愛知県名古屋市西区名駅3-10-17  
IT名駅ビル2号館6階  
サンテクレアール株式会社  
代表取締役 小 向 廣 壽 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40  
ブライツシティ柏木702号室  
内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく  
理 事 長 吉 岡 和 弘  
電 話 022-727-9123  
FAX 022-739-7477  
URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



## 照 会 書 (2)

当団体からの2019年2月4日付照会書について、同年2月27日付回答書をいただきありがとうございました。同回答書を拝見し、検討させていただきました。当団体としては、貴社が使用されている書面には、クーリングオフに関する契約条項なのか中途解約に関する契約条項なのかが分かりにくい点があること、クーリングオフの起算点についても誤解を招く表現があること、消費者が瑕疵担保責任を問える期間が不当に制限されているのではないかとと思われること、また、そもそも法定書面の交付がなされているのか、法定書面の記載不備があるのではないかなど、いくつかの問題意識を持っているところです。貴社からは、一部契約条項の修正のご提案もいただいておりますが、ご提案の内容では十分ではないと考えております。ただ、これらの点について更に検討するための前提として、いくつか確認させていただきたい点があり、再度ご照会申し上げます。下記の照会事項にご回答いただきますようお願い致します。

## 記

### 1 「訪問販売取引」に係る書面について

(1) 貴社からは、「訪問販売取引」と「連鎖販売取引」に分けて関係書面をお送りいただきました。

ここで貴社が書かれている「訪問販売取引」とは、貴社のエンドユーザーに対する商品販売（貴社とエンドユーザーとの間の訪問販売取引）のことで、お送りいただいた関係書面も、同取引において貴社が使用する書面ということでしょうか。あるいは、貴社と連鎖販売取引契約を締結した契約者（「ビジネス会員」）が貴社商品の再販売等をする際に使用させる書式のひな型という意味でしょうか。それとも、その双方に使用されるものでしょうか。

(2) 貴社の2019年2月27日付回答書では、「(1) サンテプラン商品購入申込書、(2) 契約書、『契約完了のお知らせ』、ならびに納品書、(3) 商品パンフレット、(4) 価格表」をお送りいただいた旨記載がありますが、お送りいただいた書面では、(1)(3)(4)は確認できたものの、(2)に該当すると思われる書面としては、左上にサンプルと書かれた「契約完了のお知らせ」と題する書面、「ご契約の内容」と題する書面しか見当たりませんでした。貴社回答書にある「契約書」「納品書」とはどの書面を指しているのでしょうか。

(3) 「お申し込みの内容」及び「ご契約の内容」の第10条第3項について（貴社から修正のご提案をいただいた内容も含め）、当該条項は、貴社のご趣旨としては、訪問販売における消耗品のクーリングオフ適用除外について示したものでしょうか、それとも連鎖販売取引の中途解約の場合の精算について定めたものでしょうか。

(4) 「お申し込みの内容」及び「ご契約の内容」の第6条(1)について、「甲が了承した場合、」との条件が付されていますが、商品代金の振込、決済後であっても、貴社が了承しない場合というのはあるのでしょうか。仮に貴社が了承しない場合には、当該契約や、支払済みの商品代金等はどのような処理になるのでしょうか。

### 2 訪問販売取引及び連鎖販売取引の双方について

「訪問販売取引」の「お申し込みの内容」及び「ご契約の内容」の第6条(2)には、「商品が運送中に破損または不良（欠陥・瑕疵等）の場合は、速やかに交換し、その費用は甲が負担します。但し、商品到着より2週間以内に限りです。」との記載があります。また、「連鎖販売取引」の概要書面及び契約書面の第5条(5)

にも、同様に、「商品が運送中に破損または不良（欠陥・瑕疵等）の場合は、速やかに交換します。…ただし、商品到着より14日以内のものに限ります。」との記載があります。

- (1) 「商品到着より2週間以内（14日以内）」とは、「商品到着2週間以内に判明した商品運送中の破損または商品の不良」という意味でしょうか。あるいは、「商品運送中の破損または商品の不良について、商品到着2週間以内に貴社に申し出た場合」という意味でしょうか。
- (2) これらの条項は、商品の不良（欠陥・瑕疵等）のうち、商品に隠れた瑕疵があった場合の貴社の瑕疵担保責任についても、「商品到着より2週間以内（14日以内）」に限る趣旨でしょうか。
- (3) このように貴社の責任を「2週間以内（14日以内）」に限定した趣旨をご回答ください。

以上につきまして、本書面到達後2カ月程度を目途にご回答いただきますようお願い申し上げます。

以上